

市民後見人 育てよう

東大に支援組織、全国初

本人に代わって財産を管理したり、介護サービスの契約を結んだりする後見人。認知症患者の急増が見込まれるなか、市民が担い手になる「市民後見人」の必要性が叫ばれている。なじみのない市民後見人の信頼性を上げることで、その数を増やしたいと、東京大学で支援するための専門組織が立ち上がった。

「後見人サポート機構」は、東大政策ビジョン研究センターのメンバーが中心となり、7月に設立。今月23日から会員の募集を始めた。専門スタッフが後見人に助言や指導、実務研修をするほか、後見人がNPO法人を設立する時も支援する。過失で本人の財産を侵害した場合に備える、保険商品も代理で販売する。

サポートを受けるには、審査を受け、会員として登録しなければならぬ。機構は、書類や聞き取りを通じて、経歴や活動への考え方を審査する。後見人を目指す人も準会員として登録できる。運営費は経済産業省の支援を受け、将来的には会費や寄付でまかなう。

研究センターの斎藤真由美特任研究員は「機構の会員になることで、対外的な信頼を得られるようにしたい」と話す。市民後見人を支援する専門組織の設立は全国初で、大阪や名古屋、福岡など全国8カ所に拠点を増やしたいという。

成年後見制度が始まったのは2000年。最高裁によると、後見を受

実務をサポート ■ 家裁が選任 信頼担保力ギ

けている人の数は約15万7千人(6月末時点)で少しずつ増えている。スタート当初は、親族が後見人になるケースが全体の9割を占めていた。身寄りのない高齢者が増えたこともあり、その後、親族からの申し立ては6割程度に。代わりに弁護士や司法書士ら専門職後見人が4割程度まで増えている。ただ、今後の認知症患者の増加を考えると、専門職だけでは足りなくなる可能性が高い。

ニーズが叫ばれているにもかかわらず、市民が後見人に選ばれるケースは少ない。最高裁の統計では、昨年の選任申し立ては全体で約3万1千件。選任された約2万9千件のうち市民は1000件程度にとどまる。

課題は信頼性だ。市民がなると自体になじみがない上、資格が必要なかたでもない。親族に心理的なハードルがあるのに加え、家裁からも「全面的に信頼されるには至っていない」(同機構)。本人側が市民の選任を望んでも、家裁が選任しないケースもあるという。

目指す人は、退職したシニアや主婦が多い。見守りなどは、地域に住む市民の方がきめ細かく対応できる利点もある。自治体や大学の養成講座で、必要な知識や心構えを学んだ人も少なくない。障害者成年後見支援委員会の後藤武事務局長は「市民後見人を広げるには、第三者機関が能力や実績を評価する仕組みが必要だ」と提案する。(立松真文)



成年後見制度

認知症や知的、精神障害者ら判断能力が不十分な人のために設けられた。後見人は親族らの申し立てに基づき、家庭裁判所に選任される。報酬も家裁が決める。本人に判断能力があるうちに、自ら選んだ後見人に財産管理などの代理権を与える「任意後見」もある。

■公証人による電話相談 日本公証人連合会本部は10月7日まで、公証人による無料電話相談を実施している。遺言書の作成、任意後見契約など、公正証書の作成にかかわる法律相談を受け付ける。電話番号は03・3502・8239、午前9時半～正午、午後1時～4時半。